

「(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書」 に対する浜田市長意見について

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメント(以下「事業者」という。)が、島根県浜田市及び益田市の行政界付近において、最大で総出力約 56,000kW、基数にして 14 基の風力発電所を設置するものである。

本事業は、中国山地の恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化対策及びカーボンニュートラル推進のために、また再生可能エネルギー普及の観点から望ましいものである。

しかしながら、再生可能エネルギー普及を推進していく上においては、本事業に対する住民理解と「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」への適合を前提として、以下に意見を述べる。

1 総論

準備書による環境影響評価の調査結果では、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国又は地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものでないと評価されている。

また、方法書以降においても環境影響調査だけでなく住民意見を取入れた計画変更を伴う対応を取っていることを認める。

しかしながら、近年頻発する台風、豪雨等についても、過去の災害状況や最新の知見に基づいた調査・予測等を継続することや、本事業を進めるに当たっては、地域住民等に対して、積極的な情報提供や合意形成に努めていくとともに、今後も引き続き丁寧な対話を重ね住民不安の払拭に努めること。

特に、準備書の住民説明会において住民から指摘があった点については、再度説明会を開くと約束しているので、更なる理解を得るために評価書の完成前に住民説明会を開催すること。

また、事業者の親会社変更が予定されているようであるが、その場合でも引き続き責任をもって事業運営と住民対応に当たること。

なお、本事業は、「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の適用前の事業ではあるが、自主的に提出されたガイドライン適合報告書の内容については、適合していると認める。

2 各論

(1) 大気質、騒音、振動及び超低周波音について

調査結果を基に環境保全措置を講じることにより、評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。ただし、風車の騒音や超低周波音については、既存の風車との関係性で予期し得ない事象も起きうるので、細心の注意を払いつつ適切な対応を講じること。

(2) 水質、風車の影、地形及び地質について

評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。ただし、作業や土地の改変に伴う濁水流出については、十分対策をとるよう求めると共に適切な環境保全措置を講じること。

(3) 動物、植物及び生態系について

調査結果を基に環境保全措置を講じることにより、評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されているが、風車位置変更の影響や近接する保護林の保全に十分配慮すること。また、河川流域のゴミ等の水生生物の保全にも十分配慮し更なる効果的な環境保全措置を講じること。

(4) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等について

調査結果を基に環境保全措置を講じ、特に景観については方法書の計画から住民に配慮した位置に変更しており、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。ただし、景観の捉え方は一律でないことから、引き続き様々な観点からの調査や検討を行うこと。

(5) その他、累積的な影響について

準備書の評価においては、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。しかしながら、予測範囲外のことや周辺施設との累積的影響も起こりうることから、最新の情報及び専門的知見に基づいて累積的影響評価をすること。また、事後調査も含め稼働後の環境影響については、細心の注意を払いつつ適切な対応を講じること。

以上